

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和3年9月29日 10時30分ごろ
発生場所	不明（神奈川県横須賀市横須賀港第5区（大津湾））
事故の概要	漁船第一一彦丸 ^{かずひこ} は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一一彦丸、4.18トン KN3-11259（漁船登録番号）、個人所有 9.10m（Lr）×2.53m×0.80m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、昭和55年4月 第235-28746号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	本件船長 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年12月5日 免許証交付日 平成28年2月8日 （令和3年12月4日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（本件船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波向 北、波高 約0.3～0.5m
事故の経過	本船は、本件船長が1人で乗り組み、たこつぼ漁の目的で、令和3年9月29日06時55分ごろ横須賀市大津町の係留場所（以下「大津港」という。）を出航した。（写真1参照）



(所属漁業協同組合提供)

写真1 本船

大津港を出航したのち釣り場に向けて航行していた遊漁船の船長は、09時30分ごろ～10時00分ごろ、大津港北東方沖のイガイ根と呼称される岩礁帯付近で作業中の本船を認め、本件船長が前部甲板右舷側からたこつぼを揚げているところを認めた。

大津港北北西方沖800m付近でのり養殖筏^{いかだ}の設置作業を行っていた養殖業者は、11時00分ごろ同筏の北西方300m付近に本船を認め、甲板上に本件船長を見掛けなかったものの漂泊中であると思った。

養殖業者は、一旦、大津港に帰航して資材を積み込んだ後、養殖筏の北方沖70～100m付近で作業を行っていたところ、11時34分ごろ^{あお}仰向けの状態で漂流している本件船長を認め、自船を寄せて、他の作業員と共に船上に引き上げた。

養殖業者は、本件船長を大津港に搬送中、自身の事務所に電話して救急車の手配を依頼し、また、大津港北西沖150m付近に漂流している本船を認めた。

本件船長は、救急車で病院に搬送されたものの死亡が確認され、司法解剖の結果、死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が10時30分ごろと検案された。

本船は、本事故後、大津港の出入口に設置された堤防の北側に漂着していたところ、他の漁業者が操船して同港に回航された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船は、発見時、主機が中立運転であり、舵が中央の状態、前部甲板上に投入前の餌を入れたたこつぼが7個残され、魚倉には複数のたこが捕獲され、操舵スタンドに携帯電話が置かれており、また、船体に他船と衝突したような痕跡はなかった。

本件船長は、40年近い操業経験があり、大津湾内を操業海域として、主にたこつぼ漁及び刺し網漁を1人乗組みで行っており、ふだん、作業中には救命胴衣を着用していたが、発見時、半袖シャツ、長ズボン等を着用していたものの、救命胴衣は着用していなかった。

本船のたこつぼ漁は、約25～30個のたこつぼをロープでつない

で1セットとし、それを大津湾内に数十セット仕掛けておいて、本件船長は、ほぼ毎日、仕掛けたたこつぼのうち数セットを引き揚げ、餌を取り替えて再び投入していた。

本件船長は、たこつぼの投入時には、本船を前進させながら間隔を置いて順にたこつぼを海中に投げ入れていき、引揚げ時には、主機を中立とし、船首右舷側に装備されたラインホーラーでたこつぼのロープを巻き上げ、海中から上げられたたこつぼを手繰り上げていた。

(写真2参照)



(所属漁業協同組合提供)

写真2 本船の前部甲板

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明

不明

不明

本件船長の死因は、短時間での溺死であった。

本件船長は、次のことから、10時30分ごろ、大津湾内で漂泊していたたこつぼ漁の作業中に落水し、溺死したものと考えられるが、落水を目撃した者がおらず、落水に至る状況を明らかにすることはできなかった。

- (1) 本件船長は、大津湾内を操業海域としていたこと。
- (2) 09時30分ごろ～10時00分ごろ、遊漁船の船長が大津港北東方沖でたこつぼ漁を行っている本船を認めたこと。
- (3) 本事故後に発見された本船の前部甲板上に、投入前の餌を入れたたこつぼが残され、魚倉には複数のたこが捕獲されていたこと。
- (4) 司法解剖の結果、死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が10時30分ごろと検案されたこと。

本件船長は、本事故当時、救命胴衣を着用しておらず、また、携帯電話を操舵スタンドに置いていたものと考えられる。

原因	本事故は、本船が大津湾でたこつぼ漁の操業中、本件船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴露甲板で作業を行う者は、十分に注意して落水防止に努めること。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上において、常時、救命胴衣を着用すること。 ・ 小型船舶に1人で乗り組む船長は、防水型又は防水パックに入れるなど防水措置が施された携帯電話を常時携行し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

